

初動期の流れ

発災直後～24時間

もくじ

はじめに

初動期

急に大きな災害が起きた場合、さらに休日の夜間や早朝などの場合、避難所に最初に来るのは避難してきた地域の方々であることが想定されます。

展開期

この場合、行政担当者や施設管理者がいない場合でも、避難者がお互いに協力し合い、無秩序な施設への侵入を防ぎ、避難施設の安全確認後に避難者の施設内への誘導などを行うものとします。

安定期

最初に避難所に来た人たちは、次ページからの事項を実施します。実施にあたっては、迅速で確実な業務の遂行ができるように、お互いに協力を求めながら、2人1組で実施します。

撤収期

※各様式については、ファーストミッションボックス内に収納されています。

初動期のフロー



もくじ

はじめに

初動期

展開期

安定期

撤収期

もくじ

はじめに

初動期

展開期

安定期

撤収期

⚠ 状況	避難所の施設が、まだ安全に使えるかわからない
↓	
✓ やること	建物が安全か確認し、避難所を開設する準備をする
↓	
<p>1 〓</p> <p>2 〓</p> <p>3 〓</p> <p>手順</p>	<p>(1) 防災倉庫からファーストミッションボックスを持ってくる。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: center;">防災倉庫 ファーストミッションボックス・キーボックス</p> <p>(2) 建物の安全確認がされるまでは、避難者に校庭などの安全な場所で待機してもらう。</p> <p>(3) 建物の応急危険度判定ができる人(建築士1・2級を持っている人)を探す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ <できる人がいる場合> 施設の安全点検をしてもらう。 ▶ <できる人がいない場合> 様式1「避難所開設チェックリスト」及び様式2「施設安全点検表」を用い、施設の安全確認をする。 <p>(4) 安全確認の判定の結果、「危険」、「要注意」と思われる建物は、立入禁止とする。また、判定結果を建物の入り口などに表示する。</p> <p>(5) 様式2による施設安全点検の判定結果が「要注意」の場合は、応急危険度判定士の派遣を災害対策本部に要請する。</p> <p>(6) 判定結果が「調査済み(安全)」の場合は、ガス、電気、電話、水道などが使えるか調べる。</p>

◇防災倉庫の
カギを持って
いる人は、資料12「緊急
連絡先」を参
照。

◇体育館やプ
ールのカギ
は、すべて
ファーストミ
ッションボッ
クスの「キー
ボックス」の
中にある。

◇応急危険度
判定の詳細は
p. 23 を参照

◇安全確認
は、2人1組
で行うこと。

 状況	建物が安全だとわかったので、中に入りたい
↓	
 やること	建物の鍵をあける
↓	
1 2 3 手順	(1) 資料14「校内使用箇所図面」で避難所として使うこととされている部屋のカギを開ける。 (2) 立入禁止スペースの指定 資料14「校内使用箇所図面」にしたがって、立入禁止スペースを決めて、表示する。 (3) 建物の中での避難ができない場合は、建物の外で避難するためのテントを立てる。

◇テントは防災倉庫にある。

もくじ
はじめに
初動期
展開期
安定期
撤収期

もくじ

はじめに

初動期

展開期

安定期

撤収期

❗ 状況	多くの人が避難してきて、避難状況がわからない
↓	
✔ やること	受付簿・避難者名簿を用意して、避難状況を把握する
↓	
1 2 3 手順	<p>(1) 感染症予防のため、様式3「健康状態チェックシート」に必要なことを記入してもらう。発熱者等、チェックシートで該当項目のある人は、感染防止のため、隔離されたスペースに誘導する。 ※次に記載する避難者名簿についても書いてもらう。</p> <p>(2) 様式4「受付簿」に避難してきた人の代表者に氏名、連絡先の電話番号、避難人数を書いてもらう。</p> <p>(3) 様式5「避難者名簿」を渡し、必要なことを書いたら返すように伝え、避難所の中に移動させる。 <避難所に受け入れる避難者> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家が壊れてしまい、住むところなくなった一般避難者 ・ 高齢者、障がい者などの要配慮者 ・ 通勤者などの帰宅困難者(市外者も含める。) ・ 車で避難している車中泊避難者 </p> <p>(4) 記入後の避難者名簿を回収し、あいうえお順に綴じる。</p> <p>(5) ペットがいる人は様式8「ペット登録台帳」に書く。 ペットは指定された場所につなぐか、ケージなどの中で飼うよう指導する。</p> <p>(6) 避難所が設置されたことを地域の住民に周知、広報する。 その際、文字、音声等の複数の方法を用いるなど、要配慮者に配慮した広報を行う。</p>

◇体温は各自持参した体温計で測ってもらうほか、避難所の非接触型体温計を使用する。

◇車での避難は原則禁止で、歩行困難な方などやむを得ない場合に受け入れる。

◇ペットの屋内への同伴は補助犬を除き禁止。その他ペットの対応は p.42 参照。

❗ 状況	避難所に多くの避難者が来て過密状態になった	
↓		
✔ やること	感染症に配慮して受入れ、他施設等を案内する	
↓		
1 2 3 手順	<p>(1) 避難者の身の安全が確保されるまで、間仕切り板、簡易型テント等を活用しながら感染症を予防しながら、基本的には全ての避難者を受け入れる。</p> <p>(2) その後、受入れが可能なスペース・施設への移動を調整する。(防疫に関する対応は p.40 参照。)</p>	◇感染症のリスクと災害によるリスクを慎重に検討し、判断する必要がある。

❗ 状況	避難所での生活の仕方がわからない	
↓		
✔ やること	避難所における共通ルールを掲示する	
↓		
1 2 3 手順	<p>避難所での生活を少しでも過ごしやすくするために、 資料 1 5 - 1「避難所における共通ルール」、資料 1 5 - 2「避難所における共通ルール（やさしい日本語）」を出入口などに掲示する。</p> <p>感染症予防のため、次の点も周知する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常時マスク着用 ・こまめな手洗い及び手指の消毒の徹底 ・人との間隔は、できるだけ2m以上空ける ・毎日の体温・体調確認 ・トイレのふたを閉めて流す ・定期的な掃除・消毒・換気(2時間ごとを目安に) ・ゴミは各家庭で密閉して廃棄 ・靴はビニール袋に入れて各自で保管 ・洗濯をする際は、家庭ごとを徹底 	◇感染症予防のためにマスクを着用することは熱中症等のリスクを高めるため、強い負荷の作業や運動を避け、こまめに水分を補給することが必要。

もくじ
はじめに
初動期
展開期
安定期
撤収期

もくじ

はじめに

初動期

展開期

安定期

撤収期

⚠ 状況	近隣の人との協力体制をつくりたい
↓	
✓ やること	避難者組をつくる
↓	
1 2 3 手順	<p>(1) 自治会区や組などの近隣の避難者ごとにおおむね部屋単位で避難者組を編成する。</p> <p>(2) 体育館などの広いスペースの場合や、車中泊避難者等の場合は、10世帯程度を1組とする。</p>

⚠ 状況	市役所など外部からの支援を受けたい
↓	
✓ やること	市に避難所の状況を報告する
↓	
1 2 3 手順	<p>(1) MCA無線、電話、FAXなど外部との連絡手段を確保する。</p> <p>(2) 地区対策本部員は、避難所の状況を様式10「避難所状況報告書(初動期用)」を用いて災害対策本部に報告する。</p> <p><報告するタイミング></p> <p>第1報…参集直後</p> <p>第2報…おおむね3時間後</p> <p>第3報…おおむね6時間後</p>

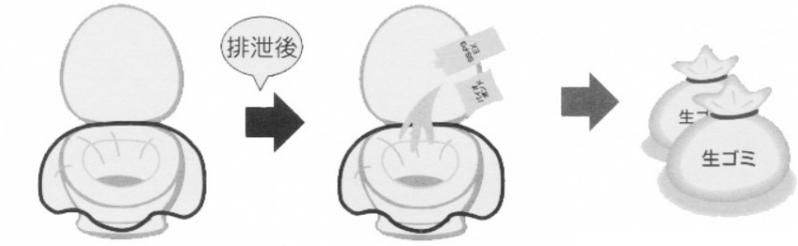
◇ MCA 無線は、職員室に置いてある。



 状況	食料や物資などのことが心配である
↓	
 やること	食料や物資などの管理、配布を行う
↓	
1 〓 2 〓 3 〓 手順	<p>(1) 水道、貯水槽、プールの水の状態を確認する。</p> <p>(2) 不足物資、食料、飲料水などについては、様式12「物資依頼票兼処理票」または様式14「食料依頼票兼処理票」を用いて地区対策本部に要請する。</p> <p>(3) 食料、飲料水などの配布は、迅速かつ公平に行うため避難者組ごとに行う。</p>



◇食料などは各家庭での備蓄と避難所への持参が基本であるが、市では災害時に、食料や水を備蓄している。

 状況	トイレのことが心配である
↓	
 やること	簡易トイレを設置する
↓	
1 〓 2 〓 3 〓 手順	<p>(1) 下水道が使えるかどうか分かるまで、常設のトイレは使用禁止にする。</p> <p>(2) 常設トイレが使えるまでは、防災倉庫にある、簡易トイレを使う。</p> <div style="text-align: center;">  <p>汚物専用ポリ袋をセット 薬剤を投入し固形化 口を閉じ、一時保管後、焼却処分へ</p> </div>

◇簡易トイレとは、薬剤の入った便袋を既設のトイレなどにつけて使用し、使用後は燃やすごみとして処理できるものをいう。

もくじ

はじめに

初動期

展開期

安定期

撤収期

展開期の流れ

24時間～3週間程度

もくじ

はじめに

初動期

避難所運営委員会が中心となって、避難者の協力のもと本格的な体制を整えます。

また、地区対策本部に避難所の状況報告や必要な資機材などを要請します。

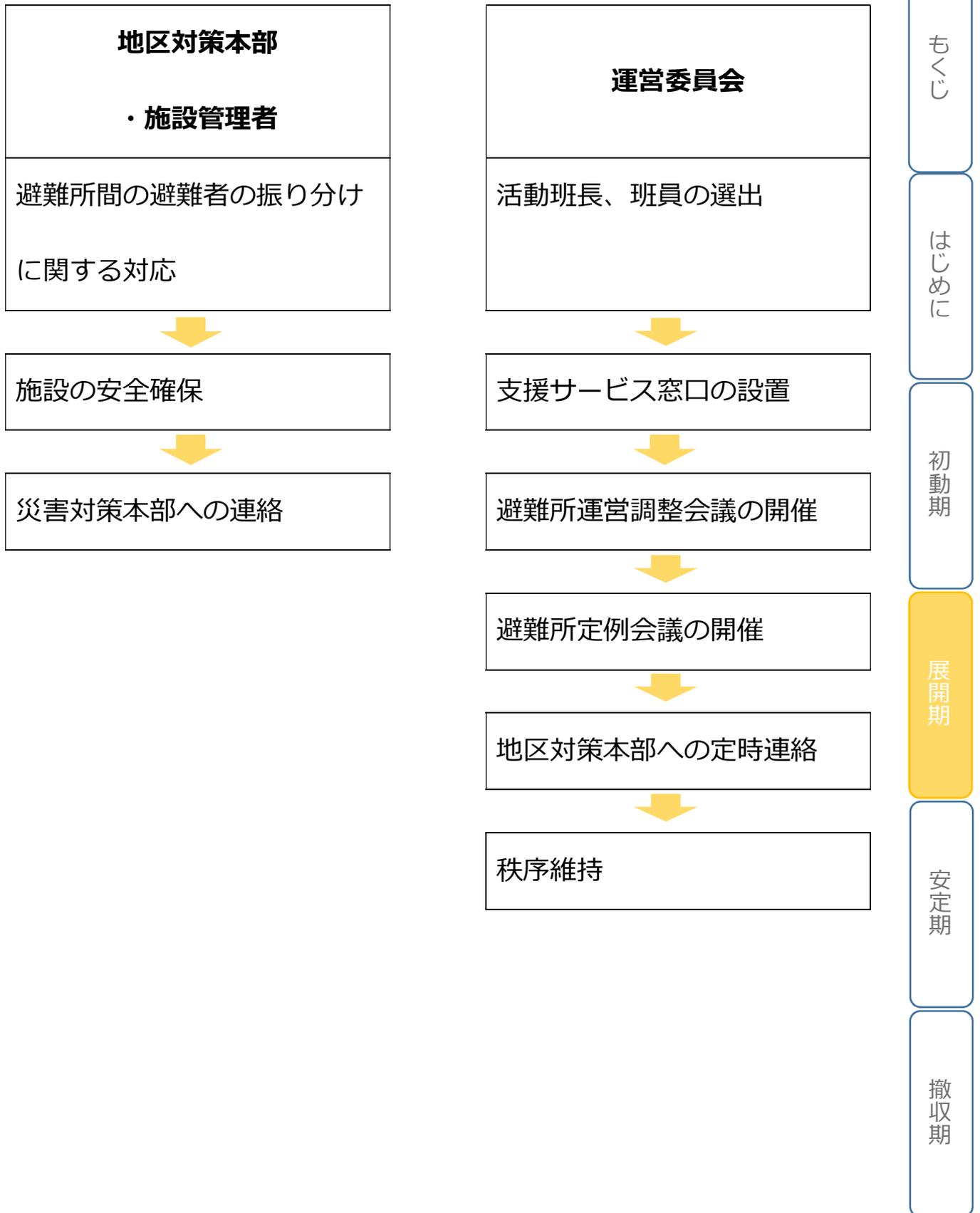
展開期

大規模な災害で避難生活が長期化した場合、避難者のみならず地域住民やボランティアなどとの連携が重要になる時期です。

安定期

撤収期

展開期のフロー



1 避難所間の避難者の振り分けに関する対応

- (1) 地区対策本部は、避難所の安全性から判断して危険な場合、他の避難所への振り分けを災害対策本部へ要請します。
- (2) 避難所にスペースの余裕がある場合は、追加可能人員を災害対策本部に報告します。

2 施設の安全確保

地区対策本部は、応急危険度判定士※の派遣を災害対策本部へ要請し、施設管理者は、その判定結果に基づき応急対応を行います。

3 災害対策本部への連絡

地区対策本部は、様式 1 1「避難所状況報告書（第 報）」を用いて毎日定時に災害対策本部へ連絡を行います。

応急危険度判定とは

応急危険度判定とは、地震が発生した直後において、被災した建築物の被害状況を調査し、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全を図る制度です。指定の講習会を受講した建築技術者のうち県知事の認定を受け、応急危険度判定活動を行う方を応急危険度判定士といいます。

応急危険度判定の調査を行った場合、その結果に応じて次の 3 種類のうちいずれかの判定標識を建築物の出入口等の見やすい場所に表示し、当該建築物の利用者だけでなく、付近を通行する歩行者に対しても安全であるか否かを容易に識別できるようにします。



被害程度は小さいとみられる



立ち入る場合は十分注意



立ち入ることは危険

1 活動班長、班員の選出

避難所運営委員会は、避難者組の状況などを判断しながら、活動班長や班員を選出し、早期に「避難所定例会議」の体制を整えます。

2 支援サービス窓口の設置

各活動班は、支援窓口を設置します。

3 避難所運営調整会議の開催

避難所運営の活動事項などについて、協議します。

4 避難所定例会議の開催

避難所内の状況を把握しながら、活動班相互の意見交換を行い、必要事項の協議を行います。

5 地区対策本部への定時連絡

各様式などを使用し、地区対策本部へ避難所の状況などの定時連絡を行います。

6 秩序維持

避難所内での迷惑行為の防止や、共同生活の秩序を守るために、問題解決にあたります。

もくじ

はじめに

初動期

展開期

安定期

撤収期

総務班

もくじ

はじめに

初動期

展開期

安定期

撤収期

❗ 状況	避難所運営委員会に関する調整役が必要
↓	
✔ やること	避難所運営委員会の事務局業務を行う
↓	
1 2 3 手順	<p>(1) 運営委員会の体制を避難者が確認できるように資料13「避難所運営委員会名簿」を貼り出す。</p> <p>(2) 避難所運営調整会議、避難所定例会議の開催連絡や、協議事項の整理および資料を作る。</p> <p>(3) 各活動班と協議し、地区対策本部へ連絡すべき内容を把握する。</p>

❗ 状況	避難所の ^{ちつじょ} 秩序を保ちたい
↓	
✔ やること	生活ルールをつくる
↓	
1 2 3 手順	<p>(1) 避難所における共通ルールを作成する。</p> <p>(2) 作成した共通ルールを掲示する。</p>

◇標準的な避難所における共通ルールは資料15-1「避難所における共通ルール」、資料15-2「避難所における共通ルール（やさしい日本語）」を参照。

施設管理班

 状況	居住スペースの整理が必要
↓	
 やること	居住スペース計画をつくる
↓	
1  2  3  手順	<p>(1) 世帯ごとに間仕切りユニットなどを配付し、間仕切りを早期に設置する。感染症予防のため、各区分間が1～2m空くように注意する。</p> <div data-bbox="501 741 967 1375" style="text-align: center;">  </div> <p>(2) 衛生班、施設管理班と共に、あらかじめ計画していた更衣室、授乳室などを確保し、張り紙などにより避難者に周知する。</p> <p>(3) 避難所に収容可能数よりも多くの避難者が来た場合は、まず、身の安全が確保できるまで避難所で受け入れ、その後、受け入れが可能なスペース・施設に適宜案内する。</p>

◇間仕切りユニットの設置により、中の被災者の状況が見えにくくなるため、熱中症や防犯面でのリスクに注意が必要。

もくじ
はじめに
初動期
展開期
安定期
撤収期

施設管理班、情報広報班

もくじ

はじめに

初動期

展開期

安定期

撤収期

❗ 状況	車中泊をしたい人が避難してきた	
↓		
✔ やること	車中泊避難者用駐車スペース計画をつくる	施設管理班
↓		
1 2 3 手順	<p>(1) 車中泊避難者用に出入りがしやすい駐車スペースを確保する。</p> <p>(2) 他の避難者と同様に避難者名簿に記載してもらう。</p> <p>(3) 資料11「車中泊避難者への注意事項」等により、健康上気をつける点を伝える。</p>	◇車での避難は原則禁止で、歩行困難な方などやむを得ない場合に受け入れる。

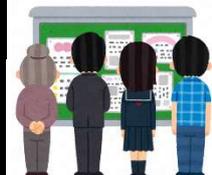
❗ 状況	報道機関（マスコミ）が取材にきた	
↓		
✔ やること	避難者のプライバシーを守り、取材に対応する	情報広報班
↓		
1 2 3 手順	<p>(1) マスコミ等からの被災者の安否に関する問合せについては、避難者名簿に公開を可とした避難者のみ情報を公開する。</p> <p>(2) 取材の申入れがあったときは、氏名、所属、目的、発表日時、発表内容など様式19「取材者受付用紙」・資料10「取材者への注意事項」を用いて聞き取り、記録に残す。</p> <p>(3) 取材時間、区域を定め避難者の寝起きする部屋への取材の場合は、原則部屋の全員の同意を得てからとする。</p> <p>(4) インタビューなどの取材場所は、救援活動に支障がない、共有スペースとする。</p>	

情報広報班

 状況	周辺の状況や支援に関する情報がほしい
↓	
 やること	生活の情報などを集める
↓	
1  2  3  手順	地区対策本部、テレビ、ラジオ、新聞などを使って、次のような情報を集める。 <ul style="list-style-type: none"> ・安否情報 ・医療救護情報 ・水、食料情報 ・生活物資情報 ・教育情報 ・長期受入れ施設に関する情報 ・生活再建情報 ・余震、天候情報 ・風呂の開設情報など

情報広報班

 状況	手にいれた情報をみんなで共有したい
↓	
 やること	情報を提示する
↓	
1  2  3  手順	(1) 収集した情報を整理し、必要な情報は時刻を明示して情報・広報板などに掲示する。 (2) 運営委員会での決定事項や連絡事項を情報・広報板などに掲示する。



◇感染症予防のため、密にならないよう心掛ける。

もくじ

はじめに

初動期

展開期

安定期

撤収期

情報広報班、被災者管理班

もくじ

はじめに

初動期

展開期

安定期

撤収期

① 状況	どれが新しい情報かわからない	情報広報班
↓		
✓ やること	情報を管理する	
↓		
1 〓 2 〓 3 〓 手順	(1) 情報が古くなったら新しいものと入れ替える。 (2) 古くなった情報は整理・記録する。	

① 状況	誰が避難所にいるかわかるようにしたい	被災者管理班
↓		
✓ やること	避難者名簿を管理する	
↓		
1 〓 2 〓 3 〓 手順	(1) 避難者が避難してきた場合(車中泊避難者等も含む)、様式5「避難者名簿」に世帯ごとに記入してもらう。感染症予防のため、様式3「健康状態チェックシート」も記入してもらう。発熱者等、チェックシートで該当項目のある人は、感染防止のため、隔離されたスペースに誘導する(p.40を参照)。 (2) 総務班が作成した居住スペース計画に基づき、避難者を配置する。 (3) 避難者の入退所にとまなう、避難者名簿の作成や管理を行う。	◇感染症予防のため、受付担当者はマスクのほかフェイスガードや手袋などの防護具を装着し、感染を予防する。

被災者管理班

❗ 状況	避難所の避難者に、人が会いに来た
↓	
✔ やること	避難者と来訪者が会えるようにする
↓	
1 2 3 手順	<p>(1) 来訪者があった場合、様式6「来訪者受付用紙」を用いて避難所の受付で対応する。</p> <p>(2) 面会希望者は避難者の呼出しを行い、所定の場所で面会する。</p>

◇避難者以外は、原則として避難者が寝起きする部屋への立入は禁止。

❗ 状況	避難所の避難者に、電話がかかってきた
↓	
✔ やること	避難者に電話があったことを伝える
↓	
1 2 3 手順	<p>(1) 捜している人の住所、名前を確認する。</p> <p>(2) 相手に、「避難者を放送などで呼び出して、避難者に伝言連絡のみを行う」と伝える。</p> <p>(3) 相手の名前、電話番号や連絡事項を確認する。</p> <p>(4) 避難者の呼出しについては、時間を定めて行う。</p>



❗ 状況	避難所の避難者に、郵便物が届いた
↓	
✔ やること	郵便を受付で対応し、場合に応じて室内に入れる
↓	
1 2 3 手順	<p>(1) 他の来訪者と同様に受付で対応する。</p> <p>(2) 現金書留など、直接避難者に渡す場合は避難所室内の立入を認める。</p>



もくじ

はじめに

初動期

展開期

安定期

撤収期

施設管理班

もくじ

はじめに

初動期

展開期

安定期

撤収期

⚠ 状況	施設の壊れているところを直したい
↓	
✓ やること	応急修繕箇所の修繕の要請
↓	
1 2 3 手順	避難所内で修繕が必要な場合は、様式7「応急修繕依頼書」により、地区対策本部に要請する。



⚠ 状況	立入禁止の場所の指定や夜の消灯などを管理したい
↓	
✓ やること	避難所の管理
↓	
1 2 3 手順	<p>(1) 立ち入り禁止場所を指定する。</p> <p>(2) 指定開放場所以外に避難者が占領している場合は、事情を説明して移動をしてもらう。</p> <p>(3) 避難所の消灯を定時に行う。</p> <p>(4) 屋外避難者に対し、屋内避難所への移動を促す。</p> <p>(5) 備蓄資機材・設備を確認し、利用できるように施設内に配置する。</p>

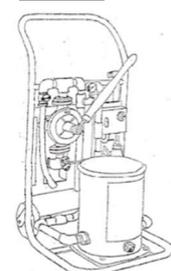
施設管理班

⚠ 状況	火事の心配がある
↓	
✓ やること	防火対策
↓	
1 2 3 手順	たき火や指定場所以外の喫煙などの防火ルールを作成し掲示する。

⚠ 状況	犯罪がおこらないか心配である
↓	
✓ やること	施設内の防犯対策を計画し、体制を整える
↓	
1 2 3 手順	<p>(1) 避難者同士の見守り体制を確保する。</p> <p>(2) 特に女性においては、トイレ付近での性犯罪を防ぐ。</p> <p>(3) 必要に応じて、警察の巡回・派遣を要請する。</p> <p>(4) 被害があった場合は地区対策本部を通じて相談窓口を案内する。</p>

⚠ 状況	掃除や洗濯などの生活用水がほしい
↓	
✓ やること	生活用水の確保
↓	
1 2 3 手順	プールに入っている水を確認し、ろ水機を使って生活用水を確保する。

ろ水機



もくじ

はじめに

初動期

展開期

安定期

撤収期

施設管理班

もくじ

はじめに

初動期

展開期

安定期

撤収期

⚠ 状況	防災倉庫の中に何があるかわからない
↓	
✓ やること	防災倉庫の中にある資機材を管理する
↓	
1 2 3 手順	様式9「物品使用簿」を用いて、防災倉庫に保管している資機材の使用状況を管理する。

⚠ 状況	家族や友人などに電話で無事を伝えたい
↓	
✓ やること	災害時特設公衆電話の設置
↓	
1 2 3 手順	<p>体育館に災害時特設公衆電話を設置する。</p>  <p>災害時特設公衆電話</p>

◇災害時特設公衆電話は災害伝言ダイヤル等の安否確認のためのもの（通常の会話等を目的としたものではない。）

▶ 災害用伝言ダイヤル(171)・災害用伝言板

大規模災害発生時には、被災地域内における電話が大変つながりにくくなります。被災地域との電話による連絡は控え、災害用伝言ダイヤル(171)や災害用伝言板を活用しましょう。

災害用伝言ダイヤル(171)の使用方法

伝言を吹き込む	171 → 1 → (0000) 00-0000 → 伝言を録音する
伝言を聞く	171 → 2 → (0000) 00-0000 → 伝言を聞く
	自分の安否について家族や知人が聞く可能性の最も高い電話番号を入力

食料物資班

 状況	食料や物資がほしい
↓	
 やること	物資、食料の調達
↓	
1 — 2 — 3 — 手順	(1) 備蓄物資を確認し、 様式12 「物資依頼票兼処理票」または 様式14 「食料依頼票兼処理票」を用いて、必要な物資・食料を地区対策本部へ要請する。 (2) 協定等に基づき、避難所に物資・食料が供給されるので、供給されたら避難者に配布する。

◇食料や物資は、避難者の持参を原則とする。

 状況	食料や物資が避難所に届いた
↓	
 やること	物資、食料の受入れ
↓	
1 — 2 — 3 — 手順	受入れのための荷おろし場や保管場所を確保する。

◇資料14「校内使用箇所図面」参照

もくじ

はじめに

初動期

展開期

安定期

撤収期

食料物資班

もくじ

はじめに

初動期

展開期

安定期

撤収期

❗ 状況	物資や食料をみんなに配りたい
↓	
✔ やること	物資、食料の配布
↓	
1 2 3 手順	<p>(1) 物資などの配布は、資料7「避難者への物資・食料・水などの配分方針伝達文(案)」を参照し、原則として避難者組ごとに公平に行う。</p> <p>(2) 避難所生活者以外の在宅避難者や車中泊避難者にも、公平に物資などを配布できるよう配慮する。</p> <p>(3) 感染症予防のため、食料を配布する場合は、なるべく個包装のものを用意し、配布をする人は手袋とマスクを着用し、各自が間隔を空けて取りに来るようにする。</p>

◇市では家庭において平時から7日分の備蓄をすることを呼びかけている。



❗ 状況	避難所で調理した食事をみんなに配りたい
↓	
✔ やること	炊き出しの対応
↓	
1 2 3 手順	<p>(1) 炊き出しは、ボランティアや避難者などに協力を得ながら行う。</p> <p>(2) 献立には、食品衛生や栄養管理の資格を持った避難者などを募り、アドバイスを得ながら実施する。</p>
	 
	<p>カセットコンロ ガスコンロ</p>

◇感染症予防のため、調理を行う場合、調理スタッフは衛生手袋を着用し、作業台や配膳箱などを事前に消毒する。

食料物資班、救護班

 状況	食料や物資を保管する必要がある
↓	
 やること	物資、食料の管理
↓	
1 2 3 手順	(1) 物資受入れの際は、 様式13 「避難所用品受払票」を用いて、在庫を管理する。 (2) 食料の保管については、種類、保存方法、消費期限などを整理し保管する。期限切れの食料は廃棄する。

食料物資班



 状況	高齢者、障がい者、乳幼児など配慮が必要な人がいる
↓	
 やること	高齢者、障がい者、乳幼児など要配慮者への支援
↓	
1 2 3 手順	(1) 被災者管理班と協力し、援護の必要な人員を把握する。 (2) 介護を必要とする要配慮者に対して、避難所内に専用スペース、簡易型テント、間仕切り板、車椅子、簡易ベッドなどの設置に努める。 (3) 避難所生活が困難な要配慮者には、福祉避難所などに移動できるように、地区対策本部へ要請する。 (4) 必要に応じて、要配慮者に差し込み式ビブスを着用してもらう。

救護班

◇感染症予防のため、高齢者、障がい者、乳幼児などのほか、基礎疾患を有する人にも、重篤化のリスク等に応じた配慮が必要となる。

◇平時から「避難行動要支援者登録制度」を活用するよう、関係者は対象者に周知する。



(差し込み式ビブス)

もくじ

はじめに

初動期

展開期

安定期

撤収期

救護班

もくじ

はじめに

初動期

展開期

安定期

撤収期

⚠ 状況	日本語がわからない人がいる
↓	
✓ やること	外国人への対応
↓	
1 2 3 手順	<p>(1) 通訳のできる避難者を被災者管理班と連携し、通訳の協力依頼をする。不在の場合は、通訳ボランティアの派遣を地区対策本部へ要請する。</p> <p>(2) 必要に応じて案内板を作成・設置する。</p>



⚠ 状況	けがをした人や病気の人がいる
↓	
✓ やること	医療救護の体制づくり
↓	
1 2 3 手順	<p>(1) 傷病者の状況を把握する。</p> <p>(2) 様式18「傷病者リスト」を作成する。</p> <p>(3) 対象者の状況によっては、仮設救護所の設置を地区対策本部へ要請する。</p>

◇傷病者の状況は、被災者管理班の避難者名簿に記載されている事項を参照する。

救護班

❗ 状況	赤ちゃんや小さな子どもが避難している
↓	
✔ やること	女性や子どもへの配慮対策
↓	
1 2 3 手順	<p>(1) 被災者管理班と協力し、妊産婦、母子家庭、乳幼児、就学前児童をもつ家族を把握する。</p> <p>(2) 授乳室や更衣室に間仕切り板や簡易テントを設置するなど、プライバシーの確保に努める。</p> <p>(3) 可能であれば、子どもの遊び部屋や勉強部屋を確保し、利用できるようにする。</p>



❗ 状況	車中泊をする人が避難所に来た
↓	
✔ やること	車中泊避難者への対応
↓	
1 2 3 手順	<p>(1) エコノミークラス症候群の予防を図るため、資料11「車中泊避難者への注意事項」を渡す。</p> <p>(2) 車中泊避難者に対し、屋内避難所生活への移動を促す。</p> <p>(3) 車の排ガスが、避難者の健康を害さないよう努める。</p> <p>(4) 市から弾性ストッキングやサバイバルブランケット等が支給された場合、車中泊避難者に配布する。</p>

◇原則、車両での避難は禁止。車中泊希望者が避難してきた場合対応する。

もくじ

はじめに

初動期

展開期

安定期

撤収期

衛生班

もくじ	⚠ 状況	トイレの用意が必要		
	↓			
はじめに	✓ やること	トイレに関する対応		
	↓			
初動期	1 2 3 手順	(1)トイレの確保を最優先で行い、仮設トイレ等をあらかじめ定められた場所(資料14「校内使用箇所図面」参照)に設置する。	◇トイレでの飛沫等による感染症の拡大を予防するため、発熱者等が使用した後は次亜塩素酸ナトリウム等による消毒を行う。	
展開期		(2)既存トイレが使用不可能な場合や、台数の不足の場合、おおむね 100 人に1基の割合で設置するよう、必要数を地区対策本部へ要請する。		◇マンホールトイレの位置は資料14「校内使用箇所図面」を参照。
		(3)要配慮者専用トイレスペースを確保する。		
		(4)仮設トイレ、簡易トイレの設置の際は男性と女性に分ける。避難生活が長引くなど、仮設トイレ、簡易トイレで対応できない場合は、マンホールトイレを設置する。		
		(5)トイレの使用方法などの注意事項は、トイレ内などに貼り出し周知を図る。		
		(6)トイレを少しでも清潔に保つため、トイレ清掃は避難者が交代で行う体制を整える。		
安定期		(7)仮設トイレの汲み取りは、早めに地区対策本部へ要請する。		◇感染症予防のため、手洗い後は避難者ごとにタオル等を用意するか、ペーパータオルを使用する。
撤収期				

衛生班

 状況	生活によりごみが出る
↓	
 やること	ごみに関する対応
↓	
1 2 3 手順	(1)ごみ集積所を指定し、張り紙などにより避難者へ周知徹底を図る。 (2)ごみは分別収集し、防臭・防虫に努める。 (3)ごみの収集は、地区対策本部へ早めに要請する。 (4)感染症予防のため、使用済のマスク、ティッシュ、手袋など感染につながる可能性の高いごみは、感染性廃棄物として、手袋をはめて、ごみ袋を二重にしてまとめ、事後の手洗いを徹底するなど対策を徹底する。

 状況	病気が避難所の中でうつる心配がある
↓	
 やること	ぼうえき 防疫に関する対応
↓	
1 2 3 手順	(1) 食中毒や感染症が流行しないよう、防疫に注意する。 (2) 衛生確保のため、手洗いを励行し、手洗い所には消毒液を配置する。 (3) 感染症予防のため、発熱・咳等のある者や濃厚接触者は、別の棟、階、部屋、簡易型テント、パーティションで区切られたスペース等へ案内する(濃厚接触者ゾーンと発熱者等ゾーンは分ける)。

◇防疫とは、病気がうつらないようにすること。

もくじ

はじめに

初動期

展開期

安定期

撤収期

衛生班

もくじ

はじめに

初動期

展開期

安定期

撤収期

❗ 状況	避難所の掃除をする必要がある
↓	
✔ やること	避難所の清掃、整理整頓
↓	
1 2 3 手順	<p>(1) 清掃などは、避難者自身が当番制で行うように、体制を整える。</p> <p>(2) 感染症予防のため、清掃とあわせて共用部分の消毒も行う。</p> <p>(3) 清掃・消毒の際には次のことに気をつける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● トイレ・出入口・ドアなど、人が触る部分を重点的に清掃・消毒をする。 ● 清掃消毒は「2 時間ごと」を目安に、避難者同士でルールを決める。 ● 換気は最低でも「2 時間毎、10 分間」を目安に、避難者同士でルールを決める。 ● 換気は対角線上のドアや窓を開き、空気の流れをできるだけ作る。湿度を高くしない。

◇消毒用の次亜塩素酸水が注出できる「電解水生成装置」の設置箇所は資料14「校内使用箇所図面」を参照。



衛生班

 状況	ペットを連れて人が避難してきた
↓	
 やること	ペット対策
↓	
1 2 3 手順	(1) 避難所室内への同伴は補助犬を除き禁止する。 (2) ペットは指定された場所につなぐか、ゲージなどの中で飼うよう指導する。 (3) 管理責任は、原則、飼育者にあることの確認を行い、 様式8 「ペット登録台帳」へ登録をする。 (4) 飼育場所や飼育ルールを掲示し、避難者へ周知徹底を図る。 資料8 「避難所におけるペット飼育ルール広報文(案)」 (5) ペットの救援活動情報を収集し、飼育者へ提供する。 

 状況	洗濯をしたい。風呂に入りたい
↓	
 やること	洗濯・風呂対策
↓	
1 2 3 手順	(1) 生活水の確保ができれば、洗濯場や物干し場を確保する。 (2) 地域でのもらい風呂の協力依頼を行う。 (3) 状況によっては、仮設風呂の設置を地区対策本部へ要請する。

もくじ
はじめに
初動期
展開期
安定期
撤収期

ボランティア班

もくじ

はじめに

初動期

展開期

安定期

撤収期

⚠ 状況	避難生活を手伝ってくれる人がほしい
↓	
✓ やること	ボランティアの派遣を要請する
↓	
1 2 3 手順	(1)必要なボランティアの内容を調べる。 (2)派遣必要人員、支援内容をまとめる。 (3)地区対策本部へ要請する。

◇避難所として要請するもの。個人として災害ボランティアを要請する場合は、災害ボランティアセンターへ要請する。

⚠ 状況	ボランティアの人が来てくれた
↓	
✓ やること	ボランティアを受け入れる
↓	
1 2 3 手順	(1)ボランティア受付窓口を設置する。 (2)様式15「ボランティア受付票」を作成する。

もくじ

はじめに

初動期

展開期

安定期

撤収期

安定期の流れ

おおむね3週間程度

もくじ

はじめに

初動期

この時期は、毎日の生活に落ち着きが戻り、長期化に伴って被災者の心身の抵抗力が低下するときでもあります。また、被災者のニーズが多様化し、より高度化するときでもあり、柔軟な対応が必要な業務を行う時期です。

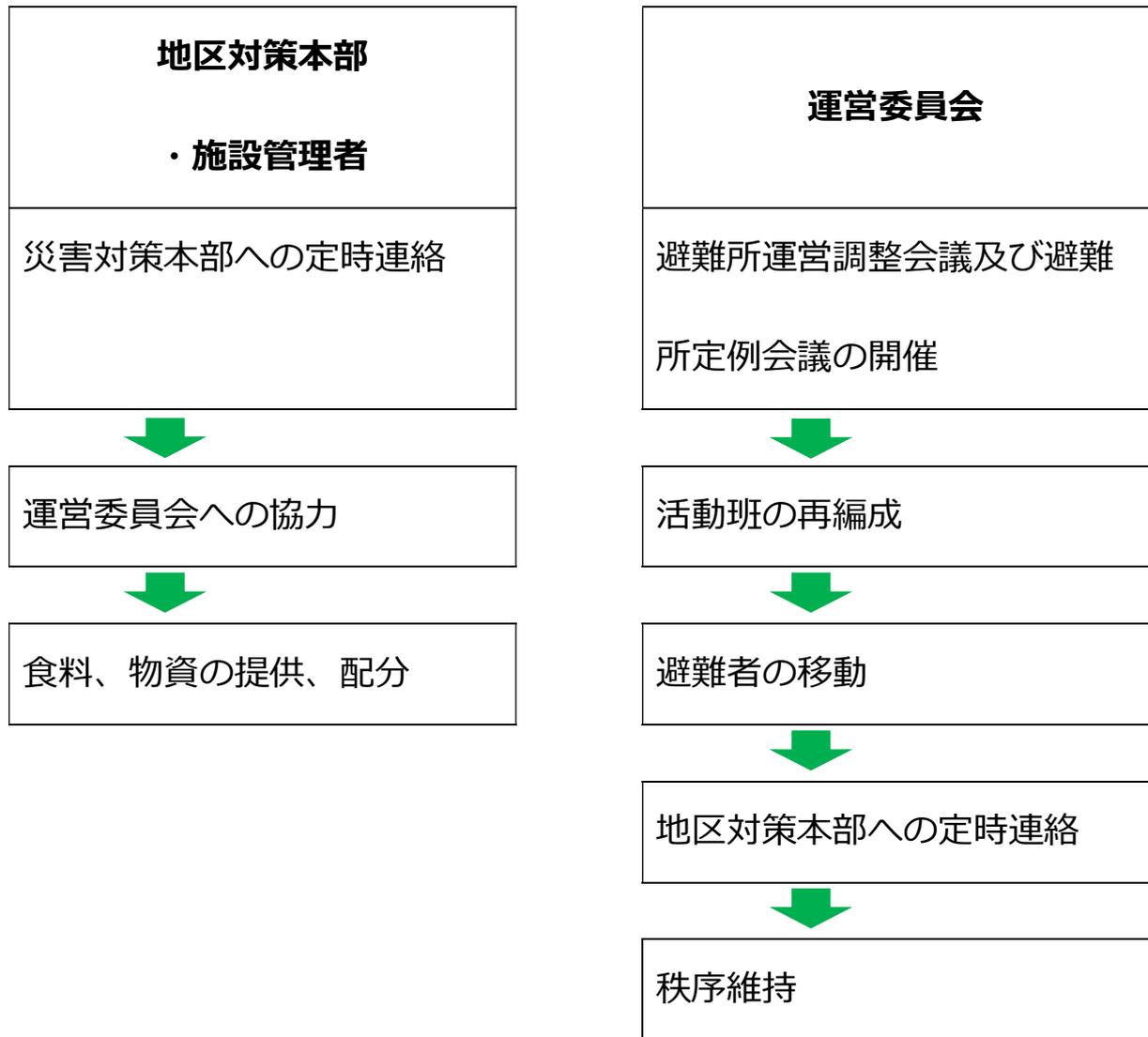
展開期

一方、避難者数が減少に伴い撤収、合併も視野に入れつつ避難所の自主運営体制を再構築する時期でもあります。

安定期

撤収期

安定期のフロー



もくじ

はじめに

初動期

展開期

安定期

撤収期

もくじ

地区対策本部、施設管理者は、基本的には展開期と同様な業務を行います。

1 災害対策本部への定時連絡

はじめに

2 運営委員会への協力

地区対策本部、施設管理者は避難者主体の避難所運営が行われるように、運営委員会に協力をします。

初動期

3 食料、物資の提供、配分

展開期

地区対策本部は、運営委員会の協力を得て、避難者と在宅被災者に対する食料、物資の調達と配分を行います。

安定期

撤収期

1 避難所運営調整会議及び避難所定例会議の開催

避難所の運営に必要な事項を協議、決定します。

2 活動班の再編成

活動班員の健康状態や避難者の公平性を考慮し、班長・班員の交代を検討します。

3 避難者の移動

避難所の状況に応じた、避難者の移動や利用スペースの再検討を行います。

4 地区対策本部への定時連絡

展開期から継続して、各様式などを使用し、地区対策本部へ避難所の状況などの定時連絡を行います。

5 秩序維持

展開期から継続して、避難所内での迷惑行為の防止や、共同生活の秩序を守るために、問題解決にあたります。

もくじ

はじめに

初動期

展開期

安定期

撤収期

総務班

もくじ

はじめに

初動期

展開期

安定期

撤収期

⚠ 状況	避難所運営委員会に関する調整役が必要
↓	
✓ やること	避難所運営委員会の事務局業務を行う
↓	
1 2 3 手順	<p>(1) 避難所運営調整会議、避難所定例会議の開催連絡や、協議事項の整理および資料を作る。</p> <p>(2) 各活動班と協議し、地区対策本部へ連絡すべき内容を把握する。</p>

◇展開期までと同様の業務を行う。

⚠ 状況	避難生活が長びき、風紀がみだれ、防犯対策が必要
↓	
✓ やること	避難所生活ルールを改善する
↓	
1 2 3 手順	風紀のみだれや、防犯対策への対応を再検討する。

⚠ 状況	居住スペースの見直しが必要
↓	
✓ やること	居住スペースの再検討
↓	
1 2 3 手順	<p>(1) 避難者の状況を判断しながら、施設管理班と協議し居住スペースの再検討を行う。</p> <p>(2) 授業再開に配慮した居住スペースの統廃合も視野に入れて、検討する。</p>

情報広報班、被災者管理班、施設管理班

 状況	復興支援に関する情報が必要
↓	
 やること	復興支援のための情報収集と広報
↓	
1 2 3 手順	避難所内外の情報収集を行い、避難者へ情報広報板などを利用し広報活動を続ける。

情報広報班

 状況	退所者が増えたので、名簿の更新が必要
↓	
 やること	避難者名簿の更新
↓	
1 2 3 手順	(1)退所する避難者について様式5避難者名簿の更新を行う。 (2)退所した避難者の情報は、来訪者や郵便物に対応するため、避難者情報は保管・整理する。

被災者管理班

 状況	避難者の手荷物などが増加し、スペースの見直しが必要
↓	
 やること	利用スペースの再検討
↓	
1 2 3 手順	(1)避難者の状況を判断しながら、総務班と連携して利用スペースの再検討を行う。 (2)避難者の手荷物などの増加に対応した、ゆとりのあるスペース利用を図る。

施設管理班

もくじ

はじめに

初動期

展開期

安定期

撤収期

食料物資班

もくじ

はじめに

初動期

展開期

安定期

撤収期

⚠ 状況	食料について避難者から要望が出ている
↓	
✓ やること	避難者からの要望に対応した物資、食料の調達
↓	
1 〓 2 〓 3 〓 手順	行き過ぎた要望への過剰対応に留意しながら、要望に対応する。

⚠ 状況	食事の献立や栄養面に偏りが生じる
↓	
✓ やること	栄養管理への対応
↓	
1 〓 2 〓 3 〓 手順	栄養管理に一層の配慮を心がける。

⚠ 状況	食料や物資を保管する必要がある
↓	
✓ やること	物資、食料の管理
↓	
1 〓 2 〓 3 〓 手順	引き続き食品衛生管理を徹底する。

救護班、衛生班

① 状況	避難生活のストレスなどによる、心のケアが必要	救護班
✓ やること	心のケア対策	
1 二 2 二 3 二 手順	地区対策本部へ、専門家の派遣を要請し、定期的な相談の場を設けられるように計画する。	

① 状況	避難所での生活が困難な人がいる	救護班
✓ やること	要配慮者などへの対応	
1 二 2 二 3 二 手順	避難所での生活が困難な方については、福祉避難所など適切な施設へ移動できるよう、災害対策本部へ要請する。	

① 状況	集団生活の長期化により衛生環境が悪化する	衛生班
✓ やること	衛生管理の徹底	
1 二 2 二 3 二 手順	関係機関と連携し衛生管理の徹底を図る。	

もくじ

はじめに

初動期

展開期

安定期

撤収期

ボランティア班

もくじ

はじめに

初動期

展開期

安定期

撤収期

 状況	ボランティアの受入れを見直す必要がある
↓	
 やること	長期化に伴うボランティア対応
↓	
1 — 2 — 3 — 手順	避難所の状況を踏まえながら、ボランティアの必要人員や支援内容を見直す。

もくじ

はじめに

初動期

展開期

安定期

撤収期

撤収期の流れ

ライフライン回復以降

もくじ

はじめに

初動期

電気、ガス、水道などのライフラインが回復し日常生活が再開可能とな

るため、避難所生活の必要がなくなる時期です。

展開期

一方でこの時期には独力で自立が困難な避難者に対し最後まで地

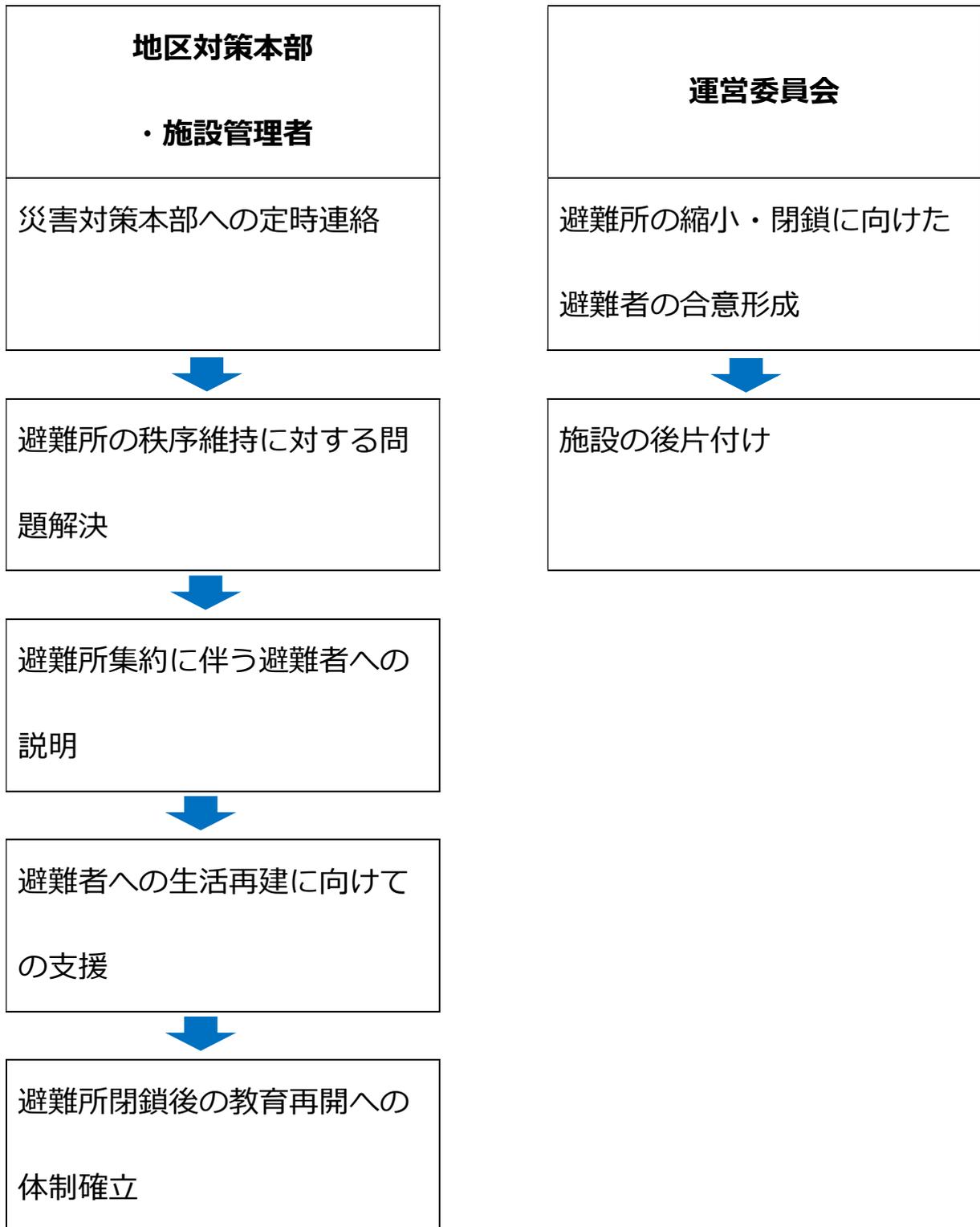
域全体で支援する体制を構築し、避難所施設の本来業務の再開に必

安定期

要な業務を行う時期です。

撤収期

撤収期のフロー



もくじ

はじめに

初動期

展開期

安定期

撤収期

もくじ

地区対策本部

- 1 災害対策本部への定時連絡
- 2 避難所の秩序維持に対する問題解決
- 3 避難所集約に伴う避難者への説明
- 4 避難者への生活再建に向けての支援

はじめに

初動期

施設管理者

避難所閉鎖後の教育再開への体制確立

展開期

運営委員会

- 1 避難所の縮小・閉鎖に向けた避難者の合意形成
- 2 施設の後片付け

安定期

撤収期

総務班、施設管理班、情報広報班

 状況	避難所運営委員会に関する調整役が必要	
↓		
 やること	避難所運営委員会の事務局業務を行う	総務班
↓		
1 2 3 手順	(1) 避難所運営調整会議、避難所定例会議の開催連絡や、協議事項の整理および資料を作る。 (2) 各活動班と協議し、地区対策本部へ連絡すべき内容を把握する。	◇安定期までと同様の業務を行う。
↓		
 状況	避難所の閉鎖に向けた準備をする必要がある	
↓		
 やること	避難所閉鎖への準備計画	施設管理班
↓		
1 2 3 手順	避難所の閉鎖時期、撤収準備などを避難者に説明し、合意形成を図る。	
↓		
 状況	作成した広報資料などを片付ける必要がある	
↓		
 やること	広報に使ったものを片付ける	情報広報班
↓		
1 2 3 手順	(1) 使用した備品や設備を片付ける。 (2) 作成した広報資料などの整理・保管を行う。	

もくじ

はじめに

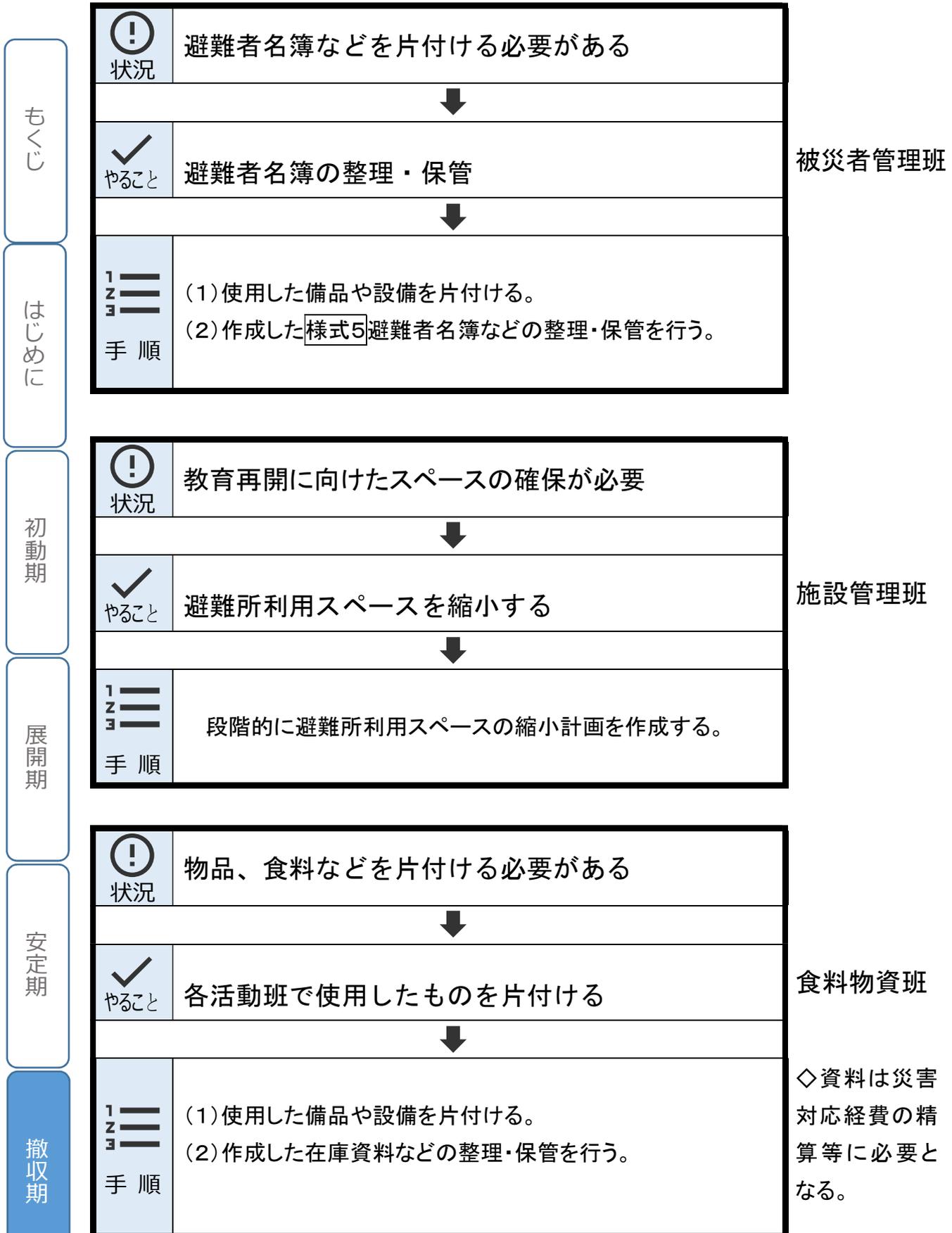
初動期

展開期

安定期

撤収期

被災者管理班、施設管理班、食料物資班



衛生班、救護班、ボランティア班

⚠ 状況	避難所全体での片付け・掃除をする必要がある	
↓		
✓ やること	避難所全体の整理整頓や清掃計画を作成する。	衛生班
↓		
1 2 3 手順	避難所全体の整理整頓や清掃計画を作成する。	

⚠ 状況	避難所の閉鎖後、自立困難な避難者がいる	
↓		
✓ やること	継続的な支援体制を検討する	救護班
↓		
1 2 3 手順	自立困難な避難者に継続的な地域での支援体制を検討する。	

⚠ 状況	ボランティアの受入れを見直す必要がある	
↓		
✓ やること	閉鎖を踏まえたボランティア対応	ボランティア班
↓		
1 2 3 手順	避難所の状況を踏まえながら、ボランティアの必要人員や支援内容を見直す。	

もくじ
はじめに
初動期
展開期
安定期
撤収期